明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

第十四条中「自然環境の保護及び整備」を「命を受けて、国立公園課の所掌事務」に改め、「（野生生物の保護に関するものを除く。）」を削る。

第十五条中「野生生物の保護」を「命を受けて、野生生物課の所掌事務」に改める。

第二十二条を第二十三条とする。

第二十一条中「第四十三条第一項」を「第四十四条第一項」に改め、同条を第二十二条とする。

第二十条を第二十一条とし、第十九条を第二十条とする。

第十八条中「国立公園・保全整備課及び野生生物課」を「国立公園課、野生生物課及び自然環境整備課」に改め、同条を第十九条とする。

第十七条を第十八条とし、第十六条を第十七条とする。

第十五条の次に次の一条を加える。

（自然環境整備企画官の職務）

第十六条　自然環境整備企画官は、命を受けて、自然環境整備課の所掌事務に関する特定事項の企画及び立案並びに調整に関する事務を行う。

附則を次のように改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成十七年十月一日から施行する。

（首席調整官及び調整官の設置期間の特例）

第二条　第一条の二第一項の首席調整官及び調整官のうち四人は、平成二十九年三月三十一日まで置かれるものとする。

2　第一条の二第一項の調整官のうち一人は、平成三十年三月三十一日まで置かれるものとする。

3　第一条の二第一項の調整官のうち一人は、平成三十三年三月三十一日まで置かれるものとする。

（庶務課の設置期間の特例）

第三条　第二条第一項の庶務課は、平成三十三年三月三十一日まで置かれるものとする。

（経理課の設置期間の特例）

第四条　第二条第一項の経理課は、平成二十九年三月三十一日まで置かれるものとする。

（放射能汚染対策課の設置期間の特例）

第五条　第二条第一項の放射能汚染対策課は、平成二十九年三月三十一日まで置かれるものとする。

（除染対策第一課の設置期間の特例）

第六条　第二条第一項の除染対策第一課は、平成三十三年三月三十一日まで置かれるものとする。

（除染対策第二課及び除染対策第三課の設置期間の特例）

第七条　第二条第一項の除染対策第二課及び除染対策第三課は、平成二十九年三月三十一日まで置かれるものとする。

（市町村除染推進課の設置期間の特例）

第八条　第二条第一項の市町村除染推進課は、平成二十九年三月三十一日まで置かれるものとする。

（放射能汚染廃棄物対策第一課の設置期間の特例）

第九条　第二条第一項の放射能汚染廃棄物対策第一課は、平成三十三年三月三十一日まで置かれるものとする。

（放射能汚染廃棄物対策第二課の設置期間の特例）

第十条　第二条第一項の放射能汚染廃棄物対策第二課は、平成三十二年三月三十一日まで置かれるものとする。

（減容化施設整備課の設置期間の特例）

第十一条　第二条第一項の減容化施設整備課は、平成三十一年三月三十一日まで置かれるものとする。

（除染等推進第一課、除染等推進第二課、除染等推進第三課、汚染等推進第四課及び除染等推進第五課の設置期間の特例）

第十二条　第二条第一項の除染等推進第一課、除染等推進第二課、除染等推進第三課、除染等推進第四課及び除染等推進第五課は、平成三十年三月三十一日まで置かれるものとする。

（調査設計課の設置期間の特例）

第十三条　第二条第一項の調査設計課は、平成二十八年三月三十一日まで置かれるものとする。

（工務課の設置期間の特例）

第十四条　第二条第一項の工務課は、平成三十年三月三十一日まで置かれるものとする。

（輸送課の設置期間の特例）

第十五条　第二条第一項の輸送課は、平成三十三年三月三十一日まで置かれるものとする。

（用地総括課の設置期間の特例）

第十六条　第二条第一項の用地総括課は、平成二十八年三月三十一日まで置かれるものとする。

（用地審査課の設置期間の特例）

第十七条　第二条第一項の用地審査課は、平成二十八年三月三十一日まで置かれるものとする。

（用地補償第一課及び用地補償第二課の設置期間の特例）

第十八条　第二条第一項の用地補償第一課及び用地補償第二課は、平成二十八年三月三十一日まで置かれるものとする。

（中間貯蔵施設整備推進課の設置期間の特例）

第十九条　第二条第一項の中間貯蔵施設整備推進課は、平成二十八年三月三十一日まで置かれるものとする。

（技術企画官及び放射線健康管理官の設置期間の特例）

第二十条　第二条第二項の技術企画官及び放射線健康管理官は、平成二十九年三月三十一日まで置かれるものとする。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（地方環境事務所組織規則の一部を改正する省令の一部改正）

2　地方環境事務所組織規則の一部を改正する省令（平成二十五年環境省令第十三号）の一部を次のように改正する。

附則第二項及び第三項を削り、附則第一項の見出し及び項番号を削る。

（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う環境省関係省令の整備に関する省令の一部改正）

3　鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う環境省関係省令の整備に関する省令（平成二十七年環境省令第三号）の一部を次のように改正する。

第六条のうち地方環境事務所組織規則第八条の改正規定中「第八条中第三十三号を第三十八号とし、同条第三十二号中「保護及び」の下に「管理並びに」を加え、同号を同条第三十七号とし、同条中第十九号から第三十一号までを五号ずつ繰り下げ」を「第八条中第二十四号を第二十九号とし、同条第三十三号中「保護及び」の下に「管理並びに」を加え、同号を同条第三十八号とし、同条中第十九号から第三十二号までを五号ずつ繰り下げ」に改め、同改正規定の次に次のように加える。

第九条第十二号中「保護及び」の下に「管理並びに」を加える。

○防衛省令第七号

防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第四条の二第二項の規定に基づき、防衛省職員給与施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年四月十日　　防衛大臣　中谷　元

防衛省職員給与施行規則の一部を改正する省令

防衛省職員給与施行規則（昭和四十四年総理府令第四十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「別表第九」を「別表第十」に改める。